

# 公益財団法人井内財団 奨学金給付事務取扱要領

## 「大学（院）在籍留学生奨学金」

### （趣旨）

第1条. 公益財団法人井内財団奨学金給付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）は、公益財団法人井内財団（以下「財団」という。）奨学金募集要項（以下「募集要項」という。）に基づく財団奨学金（以下「奨学金」という。）の事務処理に関し必要な事項を定める。

### （奨学金の給付決定）

第2条. 奨学金の給付決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、「決定通知書」を申込大学(院)（以下「大学」という。）を通じて受領する。

### （奨学金の受給手続き）

第3条. 奨学生は大学の入学手続きを完了したら、「誓約書」（第1号様式）、学生証(写)、日本国内の金融機関に開設した奨学生名義の預金口座通帳（写）を大学経由で財団へ提出する。

従って奨学金の手続き上、渡日（日本国内に居住）していることが大前提であり、渡日前であれば、給付対象とはならない。

財団は、これらの提出された書類を確認することにより、奨学金の給付手続準備を開始する。

前述の書類が財団に提出されない限り、給付に関する「決定通知書」は発行しない。

2. 前項の規定にかかわらず財団は、奨学生が募集要項「1.応募資格」を満たすことができないと判断するときは、当該給付決定に基づく奨学金の給付決定を取り消すことがある。

### （奨学金の給付額等）

第4条. 奨学金の給付額は、給付決定通知書に記載の金額とする。給付の方法は、原則、給付決定後に秋学期分として10月末日までに、春学期期分として4月末日までに、半期ごとに財団から大学へ振込みをする。ただし、財団は特別の理由があるときは、これを変更することができる。

2. 大学は、奨学金を前条で奨学生が開設する金融機関の口座へ月毎に在籍確認のうえ振込みする。
3. 奨学金の振込みを受けた奨学生は、直ちに「奨学金受領書」（第2号様式）を大学経由で財団へ提出しなければならない。

### （奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活）

第5条. 前条の規定にかかわらず奨学生が、募集要項「7. 奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活」、「8.奨学金の打切り」、「9.転・退学」に該当するときは、財団へ報告し、奨学生への振込みをしてはならない。

2. なお、募集要項「7. 奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活」の理由が解消した場合は、復活もあり得る。

(奨学金の返納)

第6条. 奨学生が、特別の理由がない限り、1週間以上の長期にわたって日本を不在にした当該月の奨学金は、給付しないが、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させなければならない。

なお、大学は、返納を受けた奨学金または給付しなかった奨学金を、毎年3月20日までに財団へ送金することとする。

2. 前項にかかわらず、財団は、返納された給付金と同額を、大学へ送金する金額から控除して相殺することができるものとする。

(連絡先の届出)

第7条. 本取扱要領に定める事務取扱窓口を「連絡先届出書」(第3号様式)に定め財団と大学双方が保有する。

連絡先届出書の記載内容に変更ある場合は、速やかに記載内容を変更した連絡先届出書を相手方へ送付する。

(報告)

第8条. 大学は、奨学生の成績、研究状況について、財団へ報告するものとする

[大学(院)在籍留学生奨学金 募集要項「12.報告書の提出」を参照のこと]

(その他)

第9条. 本取扱要領について定めのない事項が生じた場合、財団と大学は誠意をもって協議し、解決することとする。

第10条. 在籍大学の必須プログラムや海外留学制度を利用して、海外に短期間の研修・留学する場合も支給を継続する。ただし、在籍大学の休学・長期欠席扱いにならない、在籍大学の単位を修得できること。

附則

(施行期日)

本取扱要領は、2021年10月1日から施行する。

2024年12月20日 改訂

2025年3月3日 改訂

2025年9月1日 改訂